

小山町告示第 107 号

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付要綱を次のように定める。

平成 24 年 11 月 26 日

小山町長 込山 正秀

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、バイオマス活用推進計画の柱の一つである間伐材及び林地残材の利用促進を図るため、木質ペレットストーブ又は薪ストーブ（以下「木質燃料ストーブ」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和 51 年小山町規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレット 間伐材、製材端材その他の木材を粉碎したオガ粉を乾燥し、圧縮成型した円柱型の固形燃料をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。
- (3) 薪ストーブ 薪、林地残材その他の木材を燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する事業者で、町内の住居又は店舗等に木質燃料ストーブを設置するもの
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 町税に滞納のない者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、5 万円を上限とし、木質燃料ストーブの購入費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、購入費用には、設置費、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木質燃料ストーブを購入する前に、小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象木質燃料ストーブの見積書の写し

- (2) 補助対象木質燃料ストーブのカタログの写し
- (3) 補助対象木質燃料ストーブの設置予定箇所の写真
- (4) 町税に滞納のない証明書
- (5) 同意書（設置場所の建物所有者が申請者以外に存在する場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 申請者は、木質燃料ストーブの設置が予定期間内に完了しない場合又は木質燃料ストーブの設置が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、指示を受けなければならない。

（変更等の承認申請）

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 町長は、前条に規定する変更等の承認申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請変更等承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、木質燃料ストーブの購入及び設置が完了したときは、その代金を支払った日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、小山町木質燃料ストーブ購入及び設置完了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象木質燃料ストーブの購入費用が分かる書類の写し
- (2) 補助対象木質燃料ストーブの設置に係る領収書等の支払が分かる書類の写し
- (3) 補助対象木質燃料ストーブの設置完了後の屋内及び屋外の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条に規定する完了の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、小山町木質燃料ストーブ購入補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金確定の通知を受けた交付決定者（以下「補助決定者」という。）は、確定

の通知を受けた日から起算して7日以内に小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。第10条の規定により補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

- （1）虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。

（処分の制限）

第14条 補助決定者は、補助金対象木質燃料ストーブを法定耐用年数である6年間、適切に使用しなければならない。ただし、補助決定者の責に帰することができない理由により木質燃料ストーブが使用できなくなった場合は、この限りでない。

（使用状況等の報告）

第15条 補助決定者は、町長が補助金対象木質燃料ストーブの使用状況、木質ペレットの購入量等について報告を求めた場合、これに協力しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付確定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名

印

（法人・団体名及び代表者）

電話

小山町木質燃料ストーブ購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置する場所	
2 木質燃料ストーブのメーカー及び型番	メーカー： 型番：
3 木質燃料ストーブの見積り金額（税抜）	円
4 補助金交付申請額 * 3の1/2以内（上限5万円） * 1,000円未満切り捨て	円
5 木質燃料ストーブの設置予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類 (1) 補助対象木質燃料ストーブの見積書の写し (2) 補助対象木質燃料ストーブのカタログの写し (3) 補助対象木質燃料ストーブの設置予定箇所の写真 (4) 町税に滞納のない証明書 (5) 同意書（設置場所の建物所有者が申請者以外に存在する場合） (6) その他町長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小山町木質燃料ストーブ購入補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定事由 交付 ・ 不交付（理由： ）

- 2 交付決定額 円

- 3 交付の条件
 - （1）申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - （2）木質燃料ストーブの設置が予定期間内に完了しない場合又は木質燃料ストーブの設置が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、指示を受けること。
 - （3）小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付要綱を遵守すること。
 - （4）火災予防上十分な安全を確保すること。
 - （5）木質燃料ストーブの燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないように留意すること。
 - （6）ゴミ等の廃棄物は、燃焼させないこと。
 - （7）上記の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

様式第3号（第7条関係）

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請変更（中止）承認申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名

印

（法人・団体名及び代表者）

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた小山町木質燃料ストーブ購入について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付申請変更（中止）について、次のとおり承認したので通知します。

承認内容

様式第5号（第9条関係）

小山町木質燃料ストーブ購入及び設置完了報告書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名

印

（法人・団体名及び代表者）

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（変更等承認）を受けた小山町木質燃料ストーブ購入補助金について、木質燃料ストーブの購入及び設置が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額	円
2 木質燃料ストーブの金額（税抜）	円
3 補助金額 * 2の1 / 2以内（上限5万円） * 1,000円未満切り捨て	円
4 木質燃料ストーブの設置完了日	年 月 日
添付書類 （1）補助対象木質燃料ストーブの購入費用が分かる書類の写し （2）補助対象木質燃料ストーブの設置に係る領収書等の支払が分かる書類の写し （3）補助対象木質燃料ストーブの設置完了後の屋内及び屋外の写真 （4）その他町長が必要と認める書類	

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名

小山町木質燃料ストーブ購入補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について、次の
とおり確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第7号（第11条関係）

小山町木質燃料ストーブ購入補助金交付請求書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名

印

（法人・団体名及び代表者）

電話

年 月 日付け 第 号により補助金確定の通知を受けた小山町
木質燃料ストーブ購入補助金について、次のとおり請求します。

1 交付請求金額 円

2 口座振替先

金融機関	銀行	口座	フリガナ						
	金庫 農協		名義人 氏名						
	本店	座	種類	口座番号					
	支店		1 普通						
支所 出張所	2 当座 3 その他 ()								